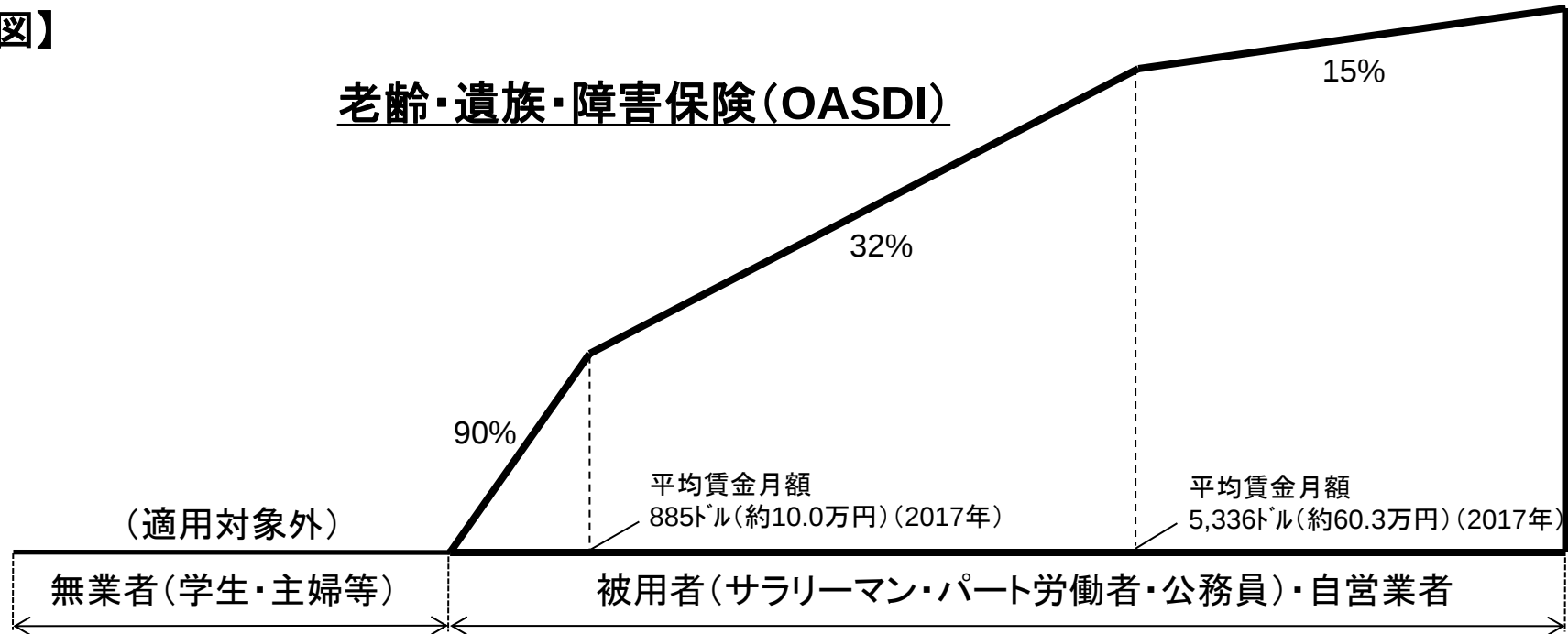


アメリカの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

被用者及び自営業者を対象とした一階建ての所得比例年金（社会保険方式）

- 対象者(2017年末) ... 被用者及び年間所得400ドル(4.5万円)以上の自営業者
※ 年金支給の根拠となる保険料記録(単位:四半期)は、年1,300ドル(約14.7万円)の賃金及び所得ごとに1単位ずつ付与される(年間最大4単位)。
- 保険料率(2017年末) ... 被用者 : 12.4%(労:6.2%、使:6.2%)
自営業者: 12.4%
- 支給開始年齢(2017年末) ... 66歳(2027年までに67歳に引上げ予定)
- 最低加入期間 ... 40四半期(10年相当)
- 財政方式 ... 賦課方式
- 国庫負担 ... 原則なし

※換算レートは2017年12月中に適用された基準外国為替相場(1米ドル=113円)による。

【給付の構造】

（老齡年金額の算定式） 基本年金=0.9A+0.32B+0.15C （月額）（2017年）

- A: 平均賃金月額の885ドル（約10.0万円）までの分
- B: 平均賃金月額の885ドル（約10.0万円）超5,336ドル（約60.3万円）までの分
- C: 平均賃金月額の5,336ドル（約60.3万円）超の分

※ 平均賃金月額は、賦課対象となった生涯所得（再評価後）のうち、最も高い35年間分を平均して月額にしたもの。
※ 基本年金への平均賃金月額の反映割合が変化する点（885ドル及び5,336ドル）は、年金の所得代替率が、平均賃金の者：約41%、低賃金の者：約55%、高賃金の者：約27%になるように毎年設定される。

（家族への給付）

被扶養配偶者（原則62歳以上）や18歳未満の子等に、被保険者本人の受給額の50%が支給される。
※ 本人と被扶養者の年金額の合計が過大にならないように、家族への給付には上限が設けられている。

【沿革】

1935年	社会保障法制定
1937年	老齡・遺族・障害保険制度（OASDI）発足
1950年	OASDI制度適用範囲の拡大（非農業自営業者等への強制適用）
1954年	OASDI制度適用範囲の拡大（自営農業者等への強制適用）
1983年	社会保障改正法成立
	・社会保障税率の引上げ（1984年から6.7%（労使折半）→7.0%（労使折半）へ）
	・OASDI制度適用範囲の拡大（国家及び地方公務員、NPO職員 等）
	・支給開始年齢の段階的引上げ（2009年に65歳→66歳、2027年に67歳へ） 等
1993年	保険料率を12.4%（労使折半）へ（現在まで維持）

（資料出所） ・Social Security Administration（社会保障庁）HP
・政府発表資料 ほか